

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

- 一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物を産業廃棄物に追加すること。
（第二条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。
- 二 その他所要の経過措置を設けること。